

重要事項説明書(契約概要／注意喚起情報)・約款

ジャスティス 生活保障保険(選択型)

ジャスティス(生活保障保険 選択型)

重要事項説明書(契約概要／注意喚起情報)

この書面では、「ジャスティス(生活保障保険 選択型)」のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項(**契約概要**)と、お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項(**注意喚起情報**)を記載しています。
ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みください。このほか、ご契約に関する内容につきましては、「約款」の内容を併せてご確認ください。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ずお読みください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申し込まれる場合、お客様にとって不利益になることがあります。

1 共同保険について

この保険は、以下の2社または3社の保険会社による共同保険として引き受けます。

実際の引受保険会社および引受割合は、保険証券等の記載で確認ください。

各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

幹事保険会社であるプラス少額短期保険は、他の引受保険会社の代理・代行を行います。

- ・プラス少額短期保険株式会社
- ・オリーブ少額短期保険株式会社
- ・スマイル少額短期保険株式会社

2 商品のしくみと保障内容について

契約概要

生活保障保険(選択型)は、保険の契約にあたって以下の特約を1つ以上付加することにより、保険契約期間中に支払事由に該当した場合に、保険金等を受け取ることができる保険です

【死亡特約】

名 称	死亡保険金
支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき
支払額	保険証券等に記載の死亡保険金額
受取人	死亡保険金受取人
免責事由	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 保険金受取人の故意

【入院一時金特約(7日、14日、20日型)】

名 称	入院一時金
支払事由	被保険者が保険期間中に(1)の条件を全て満たす入院(別表2)をした場合で、かつ、その入院日数が(2)の各日数に達したとき (1)入院の条件 ①責任開始日以後に生じた不慮の事故(別表3)による傷害を直接の原因とした入院(ただし、事故の日を含めて180日以内に開始した入院であることを要します。) ②責任開始日以後に生じた疾病(異常分娩(別表4)を含みます。)を直接の原因とした入院 (2)入院日数 治療を目的とした入院(※1)であり、病院または診療所(別表5)への1回の入院日数が7日、14日、20日
支払額	1回の入院日数が(2)の各日数に達したときに、保険証券等に記載の入院一時金額 なお、1保険期間における入院給付金の支払金額は、80万円を限度とします。
受取人	被保険者

免責事由	次のいずれかにより支払事由に該当したとき
	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 ^(※2) (4) 被保険者の精神障害 ^(※2) の状態を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

【先進医療保障特約】

名 称	先進医療給付金
支払事由	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に生じた不慮の事故 ^(別表3) による傷害または、疾病(異常分娩 ^(別表4) を含みます。)を直接の原因としてその治療を目的とした先進医療 ^(別表8) による療養を受けた時
支払額	先進医療の技術に関わる費用と同額 ^(※1) ただし、保険証券等に記載の先進医療給付金額を限度とします。 なお、1保険期間における先進医療給付金の支払金額は、80万円を限度とします。
受取人	被保険者
免責事由	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 ^(※2) (4) 被保険者の精神障害 ^(※2) の状態を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

【災害死亡特約】

名 称	災害死亡保険金
支払事由	被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故 ^(別表3) による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ、この特約の責任開始時から保険期間の満了時まで、死亡したとき
支払額	保険証券等に記載の災害死亡保険金額
受取人	死亡保険金受取人
免責事由	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 8. 戦争その他の変乱

【特定障害特約】

名 称	障害給付金
支払事由	被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故 ^(別表3) による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ、この特約の責任開始時から保険期間の満了時まで、身体障害表 ^(別表9) の第1級から第2級までの障害状態に該当したとき
支払額	保険証券等に記載の障害給付金額 × 身体障害表 ^(別表9) に定める給付割合
受取人	被保険者

免責事由	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 8. 戦争その他の変乱
------	---

3 契約可能年齢

契約概要

申込時において満20歳以上満89歳以下の方。満90歳以上満99歳以下は更新のみ。

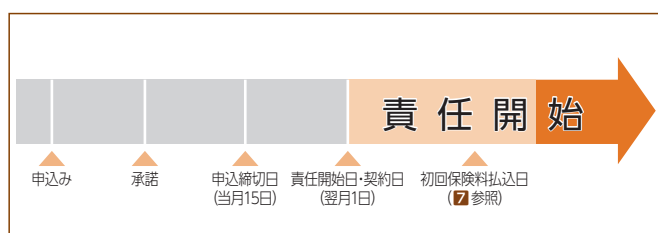
4 契約日・責任開始日

注意喚起情報

お申し込みいただいたご契約を、申込締切日(毎月15日)までに当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保障が開始されます。申込書などに記入漏れがあったり、当社がお申し込みに関する確認に時間を要する場合などで、ご契約を承諾した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。

初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日といいます。

契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。



5 保険期間と更新

契約概要

注意喚起情報

- (1) 保険期間は、契約日から起算して1年間です。
- (2) 保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに当社所定の書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、更新日(保険期間満了日の翌日)において満99歳まで更新されます。
ただし、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が満99歳をこえる場合、更新できません。
- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となります。また、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を行うことがあります。

① 普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年

齢に応じて保険料が変更になる場合

- ② 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況の変更が発生し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行う場合
- (4) 更新時に、当社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。

6 保険金をお支払いできない主な場合

契約概要

注意喚起情報

- (1) 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (2) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (3) 保険契約について詐欺の行為があつて取り消された場合や、保険金の不法取得目的があつて保険契約が無効となった場合
- (4) 保険料のお払い込みがなく、保険契約が失効した場合
- (5) 免責事由に該当した場合
 - ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の犯罪行為
 - ③ 被保険者の薬物依存
 - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑧ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

7 保険料と払込方法

契約概要

保険料については、保険料表をご覧ください。

- (1) お申し込み時の保険料は、責任開始日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。
更新時の保障金額はお申し込み時のままで、保険料は更新日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。
- (2) 払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込方法(経路)は、クレジットカード払いのみとなります。

[クレジットカード払いの場合]

クレジットカード扱特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料の払い込みを行うことができます。
この場合、以下の事項については口座振替による保険料の払い込みの場合と異なります。

当社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料の払い込みがあったものとします。

- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5) 人口動態の変化や経済環境の変動、または少額短期保険3社の経営上の理由等により、保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす状況の変更が発生した場合には、当社

の定めにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

8 保険料未払と失効

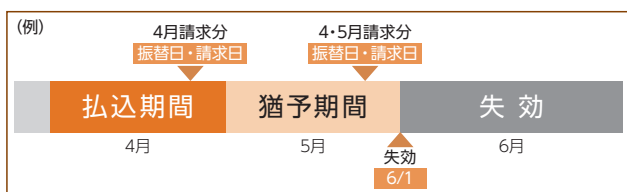
注意喚起情報

- (1) 保険料お払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◎ 保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

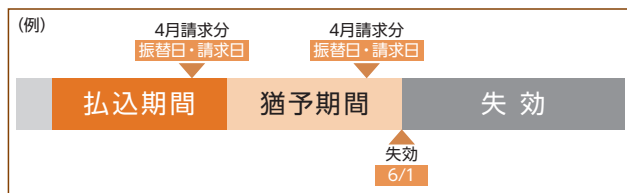
[1. 月払の場合]

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払い込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



[2. 年払の場合]

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき保険料のお払い込みがない場合



- (2) 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

9 配当金・満期保険金・解約返戻金

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金はありません。
- (3) 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

10 告知義務について

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、ご契約時に、危険選択に関する重要な事項のうち、当社所定の書面で質問した事項につき、その書面により告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いできないことがあります。被保険者の告知事項については、十分ご注意ください。
- (2) 当社の社員・募集人には告知受領権がありません。当社の社員・募集人に口頭でお話しされても告知していただい

たことにはなりませんので、必ず告知書にご記入いただきますようお願いいたします。ご記入内容によってはご契約をお断りすることがあります。

11 セーフティネット・保護措置

注意喚起情報

当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。ただし、破綻した場合の損失の補填や、資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に必要なに応じて供託金を法務局に差し入れております。

12 保険金等のご請求の手続きについて

注意喚起情報

- (1) 保険金等の支払事由が発生した場合は、保険金等請求受付窓口(幹事会社であるプラス少額短期保険のお問い合わせ窓口：0120-786-765)まで、すみやかにご連絡ください。
- (2) 保険金等、解約返戻金その他の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間これを行行使しないときは、時効により消滅します。
- (3) 保険金等のご請求に際しては、保険金等請求書、当社所定の診断書等、当社の指定する書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、保険金等ご請求時に、保険金等請求受付窓口にご確認ください。

13 少額短期保険業者の制限について

少額短期保険業者には、原則として以下の制限があります。

- (1) 1被保険者について引受ける保険金額の上限
- 少額短期保険業では、次のとおり保険の区分に応じて1被保険者について引受ける保険金額の上限が設けられています。なお、1～6の保険の保険金額の合計額は1,000万円が上限となります。

1	死亡保険	300万円以下
2	医療保険(傷害疾病保険)	80万円以下
3	疾病等を原因とする重度障害保険	300万円以下
4	傷害を原因とする特定重度障害保険	600万円以下
5	傷害死亡保険	300万円以下
6	損害保険	1,000万円以下
7	低発生率保険	1,000万円以下

- (2) 1人の被保険者について引受けるすべての保険の保険金額合計：1,000万円以下
- (3) 1人の保険契約者について引受ける第三分野の医療保険の保険金額合計：8,000万円以下

【重要】

本商品は、プラス少額短期保険株式会社、オリーブ少額短期保険株式会社、スマイル少額短期保険株式会社の3社による共同引受契約に基づき、各社が均等に保険契約を引受け、それぞれの引受限度額に応じた責任を負います。このため、契約単位では、例えば死亡保障において、1口契約の場合は450万円

(150万円×3社)、2口契約の場合は900万円(300万円×3社)の設定が可能となっています。

なお、共同引受契約においては、各社ごとに法令で定められた引受限度額(例:死亡保険金300万円以下)を遵守し、お客様の契約全体に対して3社合計額の範囲内で保険金等の支払が行われます。

共同引受により支払限度額が合算される仕組みであることにご留意ください。

14 その他ご注意いただきたい事

● 申込書・告知書のご記入について

- (1) 申込書は、原則として保険契約者・被保険者それぞれがご自身でご記入ください。
- (2) 告知書は、被保険者の健康状態や傷病歴などをお知らせいただくものです。正確にご記入くださるようお願いいたします。

● 保険契約の引受について

以下の場合はこの保険契約のお引き受けが出来ない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者について、過去に保険金請求に関し詐欺行為を行ったことがある場合
- (2) 過去における保険金請求頻度が著しく高い場合

● 少額短期保険募集人の権限

注意喚起情報

当社募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は当社がご契約のお申し込みを承諾したときに有効に成立いたします。

● ご契約の解約に際しての不利利益事項

注意喚起情報

ご契約中の保険契約を解約すると、新たに保険契約をお申し込みいただいたとしても、被保険者の健康状態などによってはお引受けできないことがあるなど、お客様にとって不利になることがあります。

● 生命保険料控除の対象外となることについて

注意喚起情報

少額短期保険業者が取り扱う保険商品において、保険契約者が負担する保険料は、所得税法上、所得控除(生命保険料控除)の対象となっておりませんので、あらかじめご了承ください。

● インターネットでのお申し込みについて

インターネットからお申し込みの手続きを行った場合には、インターネットによる保険契約申込みに関する特約が付加されます。この場合、以下の事項については書面によるお申し込みの場合と異なります。

- (1) 保険契約者および被保険者が同一人の場合に限り取り扱います。
- (2) お申し込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者ご本人が、インターネットを利用して、当社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行えることとします。
- (3) 告知は、告知書の提出に代えて、被保険者ご本人が、インターネットを利用して、当社が提示する告知画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行なえることとします。

● 情報端末でのお申し込みについて

情報端末からお申し込みの手続きを行った場合には、情報端末による保険契約申込みに関する特約が付加されます。この場合、以下の事項については書面によるお申し込みの場合と異なります。

- (1) お申し込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者ご本人が、当社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行えることとします。
- (2) 告知は、告知書の提出に代えて、保険契約者または被保険者が、当社が提示する告知画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行えることとします。

● 払込方法の変更の取扱い

- (1) 払込方法(回数)の変更(月払または年払)は更新時にのみ行うことができます。保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。

15 お問い合わせ・苦情窓口

● ご契約に関するお問合せ

当社の保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記ご相談・お問合せ窓口へご連絡ください。なお、ご契約お申し込みの手続きに関しては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

プラス少額短期保険株式会社

お客様相談窓口: TEL 0120-786-765

受付時間: 平日9:00~18:00(土日祝・年末年始を除く)

● 苦情のお申し出およびご意見・ご相談

プラス少額短期保険株式会社

お客様相談窓口: TEL 0120-786-765

受付時間: 平日9:00~18:00(土日祝・年末年始を除く)

16 指定紛争解決機関について

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険に関する苦情処理手続き・紛争解決手続き等の実施のための「手続き実施基本契約」を締結しております。お客様と当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

苦情を受けてから1か月を経過した後も未解決の案件については、弁護士・学識経験者・消費者相談員によって構成される「裁定委員会」が「少額短期ほけん相談室」内に設置され、和解の仲介・裁定(和解案の作成)を行います。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8

TEL 0120-82-1144 (フリーダイヤル)

FAX 03-3297-0755

【受付時間】 平日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00

(土日祝日および年末年始休業期間を除く)

<https://www.shougakutanki.jp/>

⑫ 支払時情報交換制度について

当社は、一般社団法人 日本少額短期保険協会、少額短期保険業者とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人 日本少額短期保険協会ホームページ(上記)をご覧ください。

生活保障保険(選択型) 普通保険約款

目 次

第 1 条	用語の定義	第 21 条	解約
第 2 条	総則	第 22 条	解約返戻金
第 3 条	責任開始日	第 23 条	保険契約の消滅
第 4 条	保険証券	第 24 条	保険金額等の変更
第 5 条	保険期間および保険料払込期間	第 25 条	保険契約の更新
第 6 条	保険金等の支払	第 26 条	死亡保険金受取人の指定
第 7 条	地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例	第 27 条	通知による死亡保険金受取人の指定または変更等
第 8 条	保険金の請求手続き	第 28 条	遺言による死亡保険金受取人の変更
第 9 条	保険金等の支払いの場所と時期	第 29 条	死亡保険金受取人の死亡
第 10 条	保険料の払込	第 30 条	保険契約者の変更
第 11 条	保険料払込方法(経路)	第 31 条	保険契約者の住所変更
第 12 条	猶予期間および保険契約の失効	第 32 条	年齢の計算
第 13 条	猶予期間中に保険事故が発生した場合	第 33 条	契約年齢および性別の誤りの処理
第 14 条	保険契約の復活	第 34 条	契約者配当
第 15 条	告知義務	第 35 条	時効
第 16 条	告知義務違反による解除	第 36 条	保険期間中の契約条件の見直し
第 17 条	告知義務違反による解除ができない場合	第 37 条	想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減支払
第 18 条	重大事由による解除	第 38 条	管轄裁判所
第 19 条	詐欺による取消		
第 20 条	不法取得目的による無効		

第1条(用語の定義)

この普通保険約款において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用 語	定 義
保険金等	特約条項に定める支払事由に該当した場合に支払われる保険金、給付金などの給付のことをいいます。
特約保険料	この保険契約に付加される特約ごとの保険料のことをいいます。
保険料	この保険契約の保険料をいい、特約保険料の合計額とします。

第2条(総則)

この普通保険約款は、この保険契約の保険約款の一部を構成するものであり、特約条項とあわせてこの保険契約の保険約款とします。

- この普通保険約款の規定は、特約条項に特に規定のない限り、特約にも適用されるものとします。
- この保険契約の締結にあたっては、当社の定める特約を1つ以上付加することを要します。

第3条(責任開始日)

当社は、保険契約の申込の受付を毎月15日(以下「申込締切日」といいます。)に締め切ります。申込締切日ま

でに当社が承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。

- 初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日とします。
- 契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、次条に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に交付し、これをもって承諾の通知とします。
- 保険契約は、当社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。

第4条(保険証券)

前条第4項に規定する保険証券には、次の各号の事項を記載します。

- 保険契約の種類および保険証券番号
- 契約日ならびに保険期間の始期および終期
- 保険料およびその支払方法
- 保険金等の支払い事由
- 保険金額等およびその支払方法
- 被保険者の氏名、契約時の年齢および性別
- 保険契約者の氏名または商号等
- 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等

- (9) 特約が付加されたときは、その特約の種類および保険金額等
- (10) 保険証券の作成地、作成年月日、当社名および代表取締役の氏名

第5条(保険期間および保険料払込期間)

保険期間は、契約日から起算して1年間とします。

2. 保険料払込期間は、前項の保険期間と同一とします。

第6条(保険金等の支払)

当社は、特約条項に定める保険金等の支払事由が発生したとき^(注)、普通保険約款および特約条項の規定により保険金等を支払います。

(注) 特約条項に定める保険金等の支払いの免責事由に該当したときを除きます。

第7条(地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例)

被保険者が、地震、噴火、津波、戦争その他の変乱によって特約条項に定める支払事由が発生した場合に、それによって支払事由が発生した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、当社は、その程度に応じ、保険金を削減して支払うかまたは保険金を支払わないことがあります。

2. 保険金等を削減して支払うときは、当社は保険金等の受取人に通知します。

第8条(保険金の請求手続き)

保険契約者または保険金等の受取人は、特約条項に定める保険金等の支払事由が生じたことを知ったときは、遅滞なく当社に連絡してください。

2. 保険金等の受取人は、特約条項に定める保険金等の支払事由が生じたときは、当社所定の書類^(別表1)を提出して、保険金等を請求してください。
3. 第1号に定める対象給付等の請求にあたって、対象給付等の受取人が対象給付等を請求できない第2号に定める特別な事情があると当社が認めるときは、第4項の規定により指定された指定代理請求人が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、対象給付等の受取人の代理人として対象給付等を請求することができます。

号		
(1)	対象給付等	特約条項に定める保険金等のうち、次に定めるもの (ア)被保険者が受取人として定められている保険金等 ^(注1) (イ)本号で対象とする保険金等を支払う場合に、その保険金等の受取人および保険契約者が受け取るべきもの

(2)	特別な事情	(ア)対象給付等の請求を行なう意思表示が困難である場合 (イ)傷病名や余命についての告知を受けていない場合 (ウ)その他(ア)、(イ)に準じる場合
-----	-------	---

4. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、当社の定める書類を提出して、指定代理請求人を指定し変更することができます。指定代理請求人は、対象給付等の請求時において、第1号に定めるいずれかの者であることを要します。ただし、第2号のいずれかに該当する場合は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。

号	
(1)	(ア)被保険者の戸籍上の配偶者 (イ)被保険者の直系血族 (ウ)被保険者の兄弟姉妹 (エ)被保険者の3親等内の親族 (オ)次のいずれかの者。ただし、当社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、対象給付等の受取人のために対象給付等を請求する適切な関係があると当社が認めた者に限ります。 a. (ア)から(エ)までの者以外の者 ^(注2) で、被保険者と同居している者 b. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者(会社、官公署等の団体 ^(注3) を除く)
(2)	(ア)未成年者 (イ)成年被後見人 (ウ)破産者で復権を得ない者 (エ)対象給付等の支払事由または払込免除事由を故意に生じさせた者 (オ)対象給付等の受取人がその対象給付等を請求できない特別な事情を故意に招いた者

5. 第3項に基づき対象給付等の請求があった場合には、当社は対象給付等の受取人の代理人である指定代理請求人に対し、対象給付等を支払うことができます。
6. 第3項の請求に基づき、当社が指定代理請求人に対し対象給付等を支払った場合には、その後重複して対象給付等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- (注1)次の保険金等は含まれません。

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受取人となる保険金等

(注2)婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者などです。

(注3)団体の代表者を含みます。

第9条(保険金等の支払いの場所と時期)

1. 保険金等は、第8条第2項および第3項に定める請求書類が当社に到達した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当社の指定した場所で支払います。この請求書類が当社に到達した日を、当社が請求を受けた日とします(以下「請求日」といいます。)

2. 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時までに当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(注1)を行いません。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めて45日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認する事項
(1)	特約条項に定める保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金等の支払事由発生の有無
(2)	特約条項に定める保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払事由が発生した原因
(3)	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4)	この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	次の(ア)～(エ)の事項 (ア)第2号および第3号に定める事項 (イ)第18条(重大事由による解除)第1項第4号アからオまでに該当する事実の有無 (ウ)保険契約者、被保険者または保険金等の受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までににおける事実 (エ)保険金等の受取人の保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までににおける事実

3. 第2項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第1項および第2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(注2)を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認する事項	日数
(1)	第2項 第2号から第4号に定める事項	弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日

(2)	第2項 第1号、第2号または第4号に定める事項	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3)	第2項 第1号、第2号または第4号に定める事項	保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第2項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4)	第2項各号に定める事項	日本国外における調査	180日

4. 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人(注3)が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(注4)は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
5. 第2項または第3項の確認を行なう場合には、当社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
6. 第1項から第3項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、当社は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、第4項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当社は、遅滞の責任を負いません。

(注1)当社の指定した医師による診断および当社指定の検査を含みます。

(注2)第1号から第4号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

(注3)指定代理請求人が代理人として対象給付等を請求する場合には、その指定代理請求人を含みます。

(注4)当社の指定した医師による必要な診断および当社指定の検査に応じなかったときを含みます。

第10条(保険料の払込)

保険料払込期間中、毎回第11条(保険料払込方法(経路))第1項に定める保険料払込方法(経路)に従い、保険料を次の期間(以下、「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。

(1) 月払契約の払込期月

(ア) 第1回保険料

責任開始日の属する月の初日から末日まで

(イ) 第2回目以後の保険料

責任開始日の月単位の応当日の属する月の初

日から末日まで

(2) 年払契約の払込期月

責任開始日の属する月の初日から末日まで

2. 前項で払い込むべき保険料(第1回保険料を含みます。)は、それぞれの払込期月の契約応当日(第1回保険料の場合は契約日)からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。ただし、前項第2号で払い込むべき保険料は、契約日から契約終了日までの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
3. 年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、特約条項に定めるところにより保険契約が消滅した場合には、当社は、消滅日後、最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数(月単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間を1か月として計算します。)に対応する解約返戻金額を保険契約者または保険金等の受取人に支払います。
4. 月払契約の場合で、既に払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、特約条項に定めるところにより保険契約が消滅した場合であっても、当社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。
5. 第1項第1号の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
6. 第1項第1号の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険金等の支払事由が生じたときは、当社は、保険金等の受取人に通知のうえ、未払込保険料を保険金等から差し引きします。
7. 保険契約者は、保険契約の更新時のみ、月払または年払の保険料払込方法(回数)を変更することができます。
8. 保険契約者が前項の変更を請求するときは、当社所定の書類^(別表1)を当社に提出してください。

第11条(保険料払込方法(経路))

保険契約者は、次の各号のいずれかの保険料払込方法(経路)を選択することができます。ただし、第3号に定める払込方法(経路)は、当社が特に必要と認めた場合に限りま

- (1) 当社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 当社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
 - (3) 金融機関等の当社が指定した口座に送金することにより払い込む方法
2. 保険契約者は、当社の承諾を得て、前項各号の保険料の払込方法(経路)を変更することができます。

第12条(猶予期間および保険契約の失効)

保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約

は猶予期間満了日の翌日から失効します。

第13条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)

猶予期間中に保険金等を支払うべき事由が生じたときには、当社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を当社が支払うべき保険金等から差し引きします。

2. 前項の支払うべき保険金等が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、保険金等を支払いません。

第14条(保険契約の復活)

失効した保険契約の復活は、取扱いません。

第15条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、当社が保険契約の締結または特約の付加の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知してください。

第16条(告知義務違反による解除)

保険契約者または被保険者が、前条の告知の際に、当社が求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合、当社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

2. 当社は、特約条項に定める保険金等の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険金等を支払いません。なお、すでに保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求することができます。
3. 保険金等の支払事由の発生が、保険契約解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が証明したときは、保険金等を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、第22条に定める解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第17条(告知義務違反による解除ができない場合)

当社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約を解除することができません。

- (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、当社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき

- (2) 当社の少額短期保険契約の締結の代理または媒介を委託した少額短期保険募集人(以下、本条において「保険募集人」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第15条の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、第15条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、当社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に特約条項の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合に、各号に規定する保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第15条(告知義務)の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第2号および第3号の規定は適用しません。

第18条(重大事由による解除)

当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約または特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者が、この保険契約の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) 被保険者または保険金等の受取人が、この保険契約の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (3) この保険契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - (ア) 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること
 - (エ) 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 前号のほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前号と同等の重大な事由がある場合

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2. 当社は、特約条項に定める保険金等の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) 前項に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金等を支払っているときは、当社は、その返還を請求します。
 - (2) 当社は、その支払事由により、すでに保険金等を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
3. 本条の規定によって保険契約または特約を解除したときは、当社は、第22条に定める解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号に該当するときは支払いません。

第19条(詐欺による取消)

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によりに保険契約または特約を締結したときは、当社は、保険契約または特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または特約を付加したときは、その保険契約または特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第21条(解約)

保険契約者は、将来に向かって保険契約または特約を解約することができます。

2. 保険契約者が前項の請求をするときは、当社所定の書類^(別表1)を当社に提出してください。

第22条(解約返戻金)

この保険契約の解約返戻金は、特約ごとに、特約条項に定めるところにより計算されます。

第23条(保険契約の消滅)

保険金等の支払事由を定めている特約がすべて消滅したとき、この保険契約は消滅します。

第24条(保険金額等の変更)

保険期間中の保険金額等の増減額は取り扱いません。

第25条(保険契約の更新)

この保険契約の保険期間が満了する場合、当社は、保険期間満了日の2か月前までに更新後の契約内容等を保

険契約者に通知し、保険契約者が、保険期間満了日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、更新され継続するものとします。ただし、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める範囲をこえる場合には、更新できません。

2. 更新後の保険契約の保険金額等は、保険期間満了日の保険金額等を限度とします。
3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同じとします。
4. 更新された保険契約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
5. 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日(年単位の契約応当日)の属する月の末日までに、当社に払い込んでください。この場合、第12条(猶予期間および保険契約の失効)および第13条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)の規定を準用します。
6. 本条の規定によってこの保険契約が更新された場合には、次の各号のとおり取扱います。
 - (1) 第6条(保険金の支払)および第17条(告知義務違反による解除ができない場合)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - (2) 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率を適用します。
7. 前項までの規定にかかわらず、当社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料または保険金額の見直しを行うことがあります。また、更新時に、当社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。保険契約の更新を取扱わないときは、当社は、保険契約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第26条(死亡保険金受取人の指定)

被保険者が死亡したときに保険金等を支払うことを規定している特約が付加されている場合、保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険金受取人を1人の者に指定してください。

第27条(通知による死亡保険金受取人の指定または変更等)

被保険者が死亡したときに保険金等を支払うことを規定している特約が付加されている場合、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、特約ごとに死亡保険金受取人を変更することはできません。

2. 保険契約者が第1項の通知をする場合には、当社所定の書類^(別表1)を当社に提出してください。
3. 第1項の通知が当社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に保険金等を支払ったときは、その支払い後に

変更後の死亡保険金受取人から保険金等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

第28条(遺言による死亡保険金受取人の変更)

前条に規定するほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、特約ごとに死亡保険金受取人を変更することはできません。

2. 第1項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力は生じません。
3. 第1項および第2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、これを当社に対抗することができません。
4. 保険契約者の相続人が第3項の通知をするときは、当社所定の書類^(別表1)を当社に提出してください。

第29条(死亡保険金受取人の死亡)

被保険者が死亡したときに保険金等を支払うことを規定している特約が付加されている場合、被保険者が死亡する以前に死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。

2. 第1項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第1項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
3. 第1項および第2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第30条(保険契約者の変更)

保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、当社所定の書類^(別表1)を、当社に提出してください。

第31条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに当社の本社または当社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所宛に発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第32条(年齢の計算)

被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢で計算します。

2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に更新日(年単位の契約応当日)ごとに1歳を加えて計算します。

第33条(契約年齢および性別の誤りの処理)

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、当社の定める範囲外であったとき、当社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは当社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

第34条(契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

第35条(時効)

保険金、解約返戻金その他の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間これを行行使しないときは、時効により消滅します。

第36条(保険期間中の契約条件の見直し)

保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契

約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当社は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額(「契約条件の見直し」といいます。)を行うことがあります。

2. 契約条件の見直しを行うときは、当社は、変更後の契約条件およびその他必要な事項を保険契約者に通知します。

第37条(想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減支払)

保険金等の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより、当社は、保険金等を削減して支払うことがあります。

2. 保険金等を削減して支払うときは、当社は保険金等の受取人に通知します。

第38条(管轄裁判所)

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者。)の住所を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意による管轄裁判所とします。

死亡特約

目 次

第 1 条 特約の付加および保障の開始

第 2 条 死亡保険金の支払

第 3 条 特約保険料の払込み

第 4 条 特約の解約返戻金

第 5 条 普通保険約款の規定の適用

第1条(特約の付加および保障の開始)

この特約は、保険契約者の申出によって生活保障保険(選択型)契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。

2. 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、生活保障保険(選択型)普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)に定める責任開始日に開始します。

第2条(死亡保険金の支払)

当社は、次のとおり死亡保険金を支払います。

名 称	死亡保険金
支払事由 (保険金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に死亡したとき
保険金額	保険証券等に記載の死亡保険金額
受取人	死亡保険金受取人
免責事由 (保険金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1)責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2)保険契約者の故意 (3)保険金受取人の故意

2. 被保険者の生死が不明な場合、法定死亡(失踪宣告、戸籍法上の認定死亡による除籍)、その他死亡したものと当社が認めたときは、保険金を支払います。
3. 死亡保険金が支払われた場合の特約の消滅日は、被保険者が死亡した日とします。

第3条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第4条(特約の解約返戻金)

保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第5条(普通保険約款の規定の適用)

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

入院一時金特約(7日、14日、20日型)

目 次

第1条 特約の付加および保障の開始

第2条 入院一時金の支払

第3条 入院一時金支払限度額に達した場合の取扱

第4条 特約保険料の払込み

第5条 特約の消滅

第6条 特約の解約返戻金

第7条 他の特約を付加した場合の特則

第8条 普通保険約款の規定の適用

第1条(特約の付加および保障の開始)

この特約は、保険契約者の申出によって生活保障保険(選択型)契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。

- 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、生活保障保険(選択型)普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)に定める責任開始日に開始します。

第2条(入院一時金の支払)

当社は次のとおりこの特約の入院一時金を支払います。

名 称	入院一時金
支払事由 (入院一時金を支払う場合) をいいます。以下、同じ。	被保険者が保険期間中に(1)の条件を全て満たす入院(別表2)をした場合で、かつ、その入院日数が(2)の各日数に達したとき (1)入院の条件 ①責任開始日以後に生じた不慮の事故(別表3)による傷害を直接の原因とした入院(ただし、事故の日を含めて180日以内に開始した入院であることを要します。) ②責任開始日以後に生じた疾病(異常分娩(別表4)を含みます。)を直接の原因とした入院 (2)入院日数 治療を目的とした入院(※1)であり、病院または診療所(別表5)への1回の入院日数が7日、14日、20日
支払額	1回の入院日数が(2)の各日数に達したときに、保険証券等に記載の入院一時金額 なお、1保険期間における入院給付金の支払金額は、80万円を限度とします。
受取人	被保険者

免責事由

(入院一時金を支払わない)
場合をいいます。以下、同じ。

次のいずれかにより支払事由に該当したとき

- (1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2)被保険者の犯罪行為
- (3)被保険者の薬物依存(※2)
- (4)被保険者の精神障害(※2)の状態を原因とする事故
- (5)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (8)頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

(※1)「治療を目的とした入院」には、美容上の処置による入院、正常分娩、病気を原因としない不妊手術、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。

(※2)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該当するものとします。

2. 被保険者が支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなし、前項の規定を適用します。
3. 被保険者が支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると医師が診断し、当社が認めたときは、1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
4. 前2項に該当する場合でも、支払事由に該当する最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開

- 始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
5. 被保険者が支払事由に該当する入院中において、他の傷病で支払事由が生じた場合には、それぞれの治療を開始した日から新たな入院とみなして取り扱います。ただし、被保険者が、疾病を原因とする入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
 6. 被保険者が支払事由に該当する入院中において、他の傷病で支払事由が生じた場合には、当社は、入院一時金を重複しては支払いません。

第3条(入院一時金支払限度額に達した場合の取扱)

入院一時金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。

2. 入院一時金支払限度額に達した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第4条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第5条(特約の消滅)

被保険者が死亡した場合、その死亡した時からこの特約は消滅します。

2. 被保険者が死亡した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第6条(特約の解約返戻金)

保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第7条(他の特約を付加した場合の特則)

保険契約にこの特約以外に以下の特約を付加した場合は、下表のとおり読み替えて適用します。

- ・入院保障特約
- ・手術保障特約
- ・先進医療保障特約

箇 所	読み替え前	読み替え後
第2条 第1項	なお、1保険期間における入院一時金の支払金額は、80万円を限度とします。	なお、1保険期間における保険金等の支払金額は、付加された特約に基づく保険金等と合算して80万円を限度とします。
第3条	入院一時金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 入院一時金支払限度額に達した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。	保険金額等の支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 保険金額等の支払限度額に達した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第8条(普通保険約款の規定の適用)

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

先進医療保障特約

目 次

第 1 条 特約の付加および保障の開始

第 2 条 先進医療給付金の支払

第 3 条 先進医療給付金支払限度額に達した場合の取扱

第 4 条 特約保険料の払込み

第 5 条 特約の消滅

第 6 条 特約の解約返戻金

第 7 条 他の特約を付加した場合の特則

第 8 条 普通保険約款の規定の適用

第1条(特約の付加および保障の開始)

この特約は、保険契約者の申出によって生活保障保険(選択型)契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。

2. 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、生活保障保険(選択型)普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)に定める責任開始日に開始します。

第2条(先進医療給付金の支払)

当社は次のとおりこの特約の先進医療給付金を支払います。

名 称	先進医療給付金
支払事由 (先進医療給付金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に生じた不慮の事故 ^(別表3) による傷害または、疾病 ^{(異常分娩^(別表4)を含みます。)} を直接の原因としてその治療を目的とした先進医療 ^(別表8) による療養を受けた時
支払額	先進医療の技術に関わる費用と同額 ^(※1) ただし、保険証券等に記載の先進医療給付金額を限度とします。 なお、1保険期間における先進医療給付金の支払金額は、80万円を限度とします。
受取人	被保険者
免責事由 (先進医療給付金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)被保険者の犯罪行為 (3)被保険者の薬物依存 ^(※2) (4)被保険者の精神障害 ^(※2) の状態を原因とする事故 (5)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(※1)「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。

- ・ 公的医療保険制度^(別表7)の法律に基づき保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
- ・ 先進医療以外の評価療養のための費用
- ・ 選定療養のための費用
- ・ 食事療養のための費用
- ・ 生活療養のための費用

(※2)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該当するものとします。

第3条(先進医療給付金支払限度額に達した場合の取扱)

先進医療給付金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。

2. 先進医療給付金支払限度額に達した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第4条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第5条(特約の消滅)

被保険者が死亡した場合、その死亡した時からこの特約は消滅します。

2. 被保険者が死亡した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第6条(特約の解約返戻金)

保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年

単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第7条(他の特約を付加した場合の特則)

保険契約にこの特約以外に以下の特約を付加した場合は、下表のとおり読み替えて適用します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・入院保障特約 ・入院一時金特約(7日、14日、20日型) ・手術保障特約 |
|---|

箇 所	読み替え前	読み替え後
第2条 第1項	なお、1保険期間における先進医療給付金の支払金額は、80万円を限度とします。	なお、1保険期間における保険金等の支払金額は、付加された特約に基づく保険金等と合算して80万円を限度とします。
第3条	先進医療給付金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 先進医療給付金支払限度額に達した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。	保険金額等の支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 保険金額等の支払限度額に達した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第8条(普通保険約款の規定の適用)

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

災害死亡特約

目 次

- 第 1 条 特約の付加および保障の開始
- 第 2 条 災害死亡保険金の支払
- 第 3 条 特約保険料の払込み

- 第 4 条 特約の消滅
- 第 5 条 特約の解約返戻金
- 第 6 条 普通保険約款の規定の適用

第1条(特約の付加および保障の開始)

- この特約は、保険契約者の申出によって生活保障保険(選択型)契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。
2. 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、生活保障保険(選択型)普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)に定める責任開始日に開始します。

第2条(災害死亡保険金の支払)

当社は、次のとおり災害死亡保険金を支払います。

種 類	災害死亡保険金
支払事由 (災害死亡保険金を支払う場合)	被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故 ^(別表3) による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ、この特約の責任開始時から保険期間の満了時まで、死亡したとき
保険金額	保険証券等に記載の災害死亡保険金額
受取人	死亡保険金受取人
免責事由 (「支払事由」に該当しても災害死亡保険金を支払わない場合)	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 8. 戦争その他の変乱

2. 災害死亡保険金の支払いにあたっては、第1項の規定によるほか、次に定めるところによります。

- (1) 被保険者が死亡保険金受取人の故意または重大な過失によって死亡した場合でも、その死亡保険金受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときには、以下のとおり取り扱います。
- ア. その死亡保険金受取人には災害死亡保険金を支払いません。
- イ. 災害死亡保険金額の全額からアの支払われない災害死亡保険金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 被保険者が、この特約の責任開始時前に発生した原因によって責任開始時以後に死亡した場合でも、この特約の付加の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなします。

第3条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第4条(特約の消滅)

被保険者が死亡した場合、その死亡した時からこの特約は消滅します。

2. 第2条により災害死亡保険金が支払われる場合を除き、被保険者が死亡した日を消滅日として、第5条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第5条(特約の解約返戻金)

保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第6条(普通保険約款の規定の適用)

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

特定障害特約

目 次

- 第 1 条 特約の付加および保障の開始
- 第 2 条 障害給付金の支払
- 第 3 条 特約保険料の払込み

- 第 4 条 特約の消滅
- 第 5 条 特約の解約返戻金
- 第 6 条 普通保険約款の規定の適用

第1条(特約の付加および保障の開始)

- この特約は、保険契約者の申出によって生活保障保険(選択型)契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。
2. 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、生活保障保険(選択型)普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)に定める責任開始日に開始します。

第2条(障害給付金の支払)

当社は、次のとおり障害給付金を支払います。

種 類	障害給付金
支払事由 (障害給付金を支払う場合)	被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故 ^(別表3) による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ、この特約の責任開始時から保険期間の満了時まで、身体障害表 ^(別表9) の第1級から第2級までの障害状態に該当したとき
支払額	保険証券等に記載の障害給付金額 × 身体障害表 ^(別表9) に定める給付割合
受取人	被保険者
免責事由 (「支払事由」に該当しても障害給付金を支払わない場合)	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 8. 戦争その他の変乱

2. 障害給付金の支払いにあたっては、第1項の規定によるほか、次に定めるところによります。
- (1) 障害給付金の支払いは、給付割合を通算して10割

をもって限度とします。

- (2) この特約の保険期間の満了する日において、被保険者が身体障害表^(別表9)「備考」の「回復の見込みのない」状態に該当していないことのみを理由に障害給付金が支払われない場合でも、次のいずれかの事由に該当したときは、この特約の保険期間の満了時に障害給付金の支払事由に該当していたものとみなして、障害給付金を支払います。
- ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続しこの特約の保険期間の満了後180日以内に回復の見込みがないことが明らかになったとき
- イ. この特約の保険期間満了後も180日間引き続きその状態が継続したとき
- (3) 被保険者が、この特約の責任開始時前に発生した原因によって責任開始時以後に身体障害表^(別表9)の第1級から第2級までの障害状態に該当した場合でも、この特約の付加の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったときは、その原因はこの特約の責任開始時以後に発生したものとみなします。

第3条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第4条(特約の消滅)

- 被保険者が死亡した場合、その死亡した時からこの特約は消滅します。
2. 被保険者が死亡した日を消滅日として、第6条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第5条(特約の解約返戻金)

- 保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。
2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第6条(普通保険約款の規定の適用)

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

保険証券不発行特約

第1条(特約の適用)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)(の締結の際、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」といいます。))から申出があり、当社が承諾した場合に、主契約に付加して適用します。

第2条(保険証券の不発行および保険契約の承諾)

当社は、この特約が付加された場合、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。))および主契約に付加された特約の特約条項(以下、「特約条項」といいます。))に定める保険証券(以下、「保険証券」といいます。))を発行せず、保険証券への表示または記載は行いません。

2. 主約款の規定にかかわらず、当社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者に対し電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法。以下同じ。))により通知します。なお、当社は電磁的方法による通知に代えてその他の方法を用いる場合があります。

第3条(保険契約の内容の電磁的方法による提供)

当社は、保険契約者に対し、主約款に規定する保険証券記載事項を電磁的方法により提供します。なお、各事項に変更が生じた場合、変更後の内容とします。

第4条(請求書類)

主約款および特約条項の別表に定める請求書類のうち、保険証券の提出は不要とします。

第5条(特約保険料の払込み)

この特約は保険料の払込を要しません。

第6条(特約の失効)

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条(特約の解約)

この特約のみの解約は取り扱いません。

第8条(特約の消滅)

主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

第9条(特約の解約返戻金)

この特約には、特約が消滅した場合の解約返戻金はありません。

第10条(契約者配当)

この特約に対する契約者配当金はありません。

第11条(主約款の準用)

この特約条項に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

保険料支払手段に関する特約

第1条(特約の適用)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」といいます。)から申出があり、当社が承諾した場合に、主契約に付加して適用します。

第2条(用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款第1条(用語の定義)による場合のほか、次のとおりとします。

用 語	定 義
普通保険約款	主契約の普通保険約款をいいます。
保険料	普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。
スマホ決済	非接触IC決済やQRコード決済などのスマートフォンを用いた決済手段をいいます。
キャリア決済	携帯電話料金とまとめて支払う決済手段をいいます。
決済事業者	当社に代わって保険契約者から保険料を収受する事業者をいいます。

第3条(保険料の払込方法)

保険契約者は、保険料を当社の指定するスマホ決済

またはキャリア決済によって払い込むことができるものとします。

- 前項の規定により当社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従って決済手続を行い、保険料相当額全額の決済手続を完了したことが決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条(保険料領収前の事故)

第3条(保険料の払込方法)第1項の規定により、保険契約者が、当会社が定める決済手段によって保険料を払い込む場合、当会社は、決済手続が完了した時^(注)以後、普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 決済手続が完了した時とは、保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第5条(特約の消滅)

主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条(独立責任)

この特約が付加された保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金もしくは給付金(以下「保険金等」といいます。)の額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約締結の際および締結後において幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載のすべての保険会社のために次の各号に掲げる事項を行います。

(1)	保険契約申込書の受領もしくは保険契約申込に係る所要事項の受信または保険証券等の発行および交付
(2)	保険料の収納および受領または返戻
(3)	保険契約の内容の変更に係る書類等の受領または保険契約の解除
(4)	保険契約上の規定に基づく告知に係る書類等の受領もしくは告知に係る所要事項の受信または通知に係る書類等の受領
(5)	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承諾または保険金等の請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承諾
(6)	保険契約に係る変更手続完了の通知
(7)	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
(8)	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金等の請求に関する書類等の受領
(9)	保険金等を支払うために必要な確認・照会・調査、損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
(10)	(1)から(9)までの事務または業務に関し、会社の承諾が必要な場合の諾否の決定
(11)	(1)から(9)までの事務または業務に付随する事項

2. 前項の幹事保険会社の指名は、前項各号ごとまたは前項各号の一部ごとに行うことができるものとします。

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この特約が付加された保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条<幹事保険会社の行う事項>第1項各号に掲げる事項は、保険証券記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条(保険契約者等の行為の効果)

この特約が付加された保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。

【別表1（請求書類等）】

項 目	条 文	必要書類
保険金等	第8条	・ 当社所定の保険金等請求書 ・ 支払方法確認書 ・ 医師の死亡診断書または死体検案書 ・ 被保険者の住民票(除票) ・ 保険金等の受取人の本人確認書類
保険料払込方法(回数)の変更	第10条	・ 当社所定の変更届
解約	第21条	・ 当社所定の請求書
死亡保険金受取人の指定または変更	第27条 第28条	・ 当社所定の変更届
保険契約者の変更	第30条	・ 当社所定の変更届 ・ 本人確認書類

※当社は、必要に応じて一部の書類の提出について省略を認めること、または上記以外の書類の提出を求めることがあります。

【別表2(入院)】

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下、同じ。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所^(別表5)以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所^(別表5)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【別表3(不慮の事故)】

「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外します。

表1. 急激・偶発・外来の定義

用 語	定 義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (疾病や疾病に起因するもの等の身体の内部に原因があるものは該当しません。)

備考：急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義にもとづく要件をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・ 交通事故 ・ 不慮の転落、不慮の転倒 ・ 不慮の溺水	次のような事故は、表1の定義にもとづく要件を満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・ 高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・ 飢餓 ・ 過度の運動 ・ 継続的な騒音、継続的な振動 ・ 処刑

表2. 除外する事故

項 目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病、熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	次の症状の原因となった事故 ①洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ②外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 ③細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

【別表4(異常分娩)】

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿および高血圧性障害	010～016
主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
胎児および羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	030～048
分娩の合併症	060～075
分娩(単胎自然分娩(080)を除きます。)	081～084
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	085～092
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

【別表5(病院または診療所)】

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

【別表6(精神障害)】

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00－F09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F10－F19
アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害	F10
アヘン類使用による精神および行動の障害	F11
大麻類使用による精神および行動の障害	F12
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	F13
コカイン使用による精神および行動の障害	F14
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	F15
幻覚薬使用による精神および行動の障害	F16
タバコ使用＜喫煙＞による精神および行動の障害	F17
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	F18
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	F19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F20－F29
気分[感情]障害	F30－F39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40－F48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F50－F59
成人の人格および行動の障害	F60－F69
知的障害＜精神遅滞＞	F70－F79
心理的発達の障害	F80－F89
小児(児童)期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F90－F98
詳細不明の精神障害	F99

【別表7(公的医療保険制度)】

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

【別表8(先進医療)】

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表7)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行なわれるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表7)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

【別表9 身体障害表(障害給付金の支払対象となる障害状態および給付割合)】

等級	障害状態	給付割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの	10割
	(2) そしゃくおよび言語の機能を廃したもの	
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(6) 両上肢の用を全廃したもの	
	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(8) 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定します。以下同様とします。)が0.02以下になったもの	7割
	(2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの	
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	

プラス少額短期

検索

プラス少額短期保険株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル